

群馬クレインサンダーズバスケットボールスクール規約



「群馬クレインサンダーズバスケットボールスクール規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社群馬クレインサンダーズ（以下「当社」といいます。）が運営するバスケットボールスクール（以下「当スクール」といいます。）に適用される諸条件を定めるものです。

第1条（名称・所在地）

当スクールは、「群馬クレインサンダーズバスケットボールスクール」と称し、当社内に管理運営事務局を設置します。

第2条（目的）

- 1 当スクールは、各年代に応じた適切な指導により、バスケットボール技術および運動能力の向上を図るとともに、バスケットボールを通じてスポーツへの正しい理解と健全な心身の育成を図り、もって地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。
- 2 前項の目的に従い、当社は、スクール生に対して、バスケットボールの練習、試合、トレーニング、合宿、研修、イベント等の活動（以下「活動」といいます。）を実施します。

第3条（入会資格）

- 1 当スクールに入会できる者は、当スクールの目的に賛同し、各コースに定められた資格に該当する者となります。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の事項のいずれかに該当する者の入会をお断りしております。
 - ① 心臓・腎臓などに疾病のある者
 - ② 脳貧血を起こしやすい者
 - ③ 他人に伝染または感染するおそれのある疾病のある者
 - ④ てんかん体質や卒倒性の体質の者
 - ⑤ 医師から運動を禁じられている者
 - ⑥ その他、スポーツを行うに適した健康状態ではない者

第4条（入会手続き）

- 1 当スクールの活動期間は、毎年4月1日に開始し翌年3月31日に終了する1年間（以下「活動期間」といいます。）とし、期間満了までに所定の退会手続きがなされない限り、毎年4月1日付で1年間自動更新されます。なお、当スクールは、活動期間の開始日にかかわらず、随時途中入会を認めています。
- 2 当スクールに入会を希望する者（以下「入会希望者」といいます。）およびその法定代理人たる地位の者（以下「保護者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、当社の指定するwebシステムにより必要事項の登録、入会希望日および受講するクラス等の選択、ならびに本規約第5条に定める支払方法等、当社の指定するすべての事項を登録するものとし、本登録事項に基づき当社が入会を承諾した時点で当スクールとの契約が成立し、入会希望者が登録した入会日に当スクールの会員（以下「スクール生」といいます。）になります。

第5条（年会費・受講料）

- 1 スクール生およびその保護者は、次のとおり当社が別途定める年会費（以下「本年会費」といいます。）およびその保護者は、次のとおり当社が別途定める年会費（以下「本年会費」といいます。）および当社の指定する物品等の購入代金（以下

「本経費」といいます。)を支払うものとします。

	支払日	注意事項
本年会費	入会時	活動期間の途中で入会した場合であっても、月割りでの計 算はいたしません。
本受講料	毎月、当社の指定する日	スクール生が理由の如何を問わず当スクールを退会した 場合、退会日の属する月の本受講料は日割り計算を行 いません。
本経費	当社の指定する日	

- 2 支払い方法を変更する場合は、当社の指定する web システムまたは当社所定の方法により実施するものと します。
- 3 前項の定めにかかわらず、特別の事由により当社が別途承諾した場合は、当社指定の銀行口座に振込むこ とで支払います。
- 4 当社がスクール生および保護者から受領した本年会費および本受講料は、原則として、理由の如何を問わ ず返還いたしません。

第6条（届出変更）

- 1 スクール生および保護者は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等につい て変更があった場合は速やかに当社の指定する web システムまたは当社所定の方法により変更のあった事 項を更新するものとします。
- 2 スクール生および保護者が前項の届出を怠ったことにより、スクール生または保護者が不測の不利益を 被ったとしても、当社はその責任を一切負いません。また、スクール生および保護者が前項の届出を怠った ことにより、当社がスクール生または保護者に発送した通知が到達せず、または遅延した場合、当該通知は 通常到達すべき時にスクール生または保護者に到達したものとみなします。

第7条（退会）

- 1 スクール生は、活動期間の終了と同時に退会します。
- 2 前項の定めにかかわらず、スクール生が自らの都合により退会を希望する場合は、退会希望日の属する月 の前月8日（当該日が土曜日、日曜日または祝日の場合、その直前の平日とする。）までに当社の指定する webシステムにより届け出るものとします。なお、退会日の属する月の本受講料は日割り計算を行わず、そ の全額を支払うものとします。

第8条（休止）

- 1 当スクールでの活動の休止を希望するスクール生は、休止希望日の属する月の前月8日までに当社の指定 する web システムまたは当社所定の方法により届け出るものとします。
- 2 休止期間は毎年3月31日を最終の期日とし、休止日から起算して1か月間を上限とします。なお、これ を超える場合は、原則として退会とします。
- 3 傷病等の理由により休止する場合等、当社が特別に認める場合を除き、休止中のスクール生およびその保 護者はスクール生向けの競技、集会およびイベント等には参加できません。

第9条（再開）

- 1 休止中のスクール生が再開を希望する場合は、再開希望日（ただし、活動期間内に限る。）の属する月の

前月8日までに当社の指定するwebシステムまたは当社所定の方法により届け出ることによって再開することができます。なお再開日は、届出日から起算して1ヶ月以内の任意の日を指定することができますが、月の途中からの復帰であっても当該月の本受講料は、1か月分発生し日割り計算は行いません。

2 前項の定めにかかわらず、再開を希望するクラスが既に定員に達している場合は、希望するクラスまたは希望する再開日に再開できない場合があります。

第10条（滞納）

- 1 本年会費、本受講料または本経費の支払いを正当な理由なく3か月以上または3回以上怠った場合には、当社はスクール生に対する活動を停止またはスクール生を退会させるものとします。
- 2 前項の措置によりスクール生が退会した場合であっても、本受講料等の支払義務が免除されるものではありません。

第11条（資格の喪失）

スクール生が、次の一に該当した場合、当スクールのスクール生たる地位を喪失します。

- (1) 理由の如何を問わず退会したとき。
- (2) 本規約および当社の定める諸規則ならびに当スクールの実施会場が定める諸規則に違反したとき。
- (3) 当社および当スクールの信用、品位を著しく傷つける行為をしたとき。
- (4) 他のスクール生および保護者に対する迷惑行為、他のスクール等への勧誘または当スクール内において営利目的の行為等を行なったとき。
- (5) 他のスクール生へのハラスメント行為、練習およびイベント等の妨害その他当スクールの正常な運営を妨げる行為をしたとき。
- (6) スクール生またはその保護者が、当社からの連絡に応じず、または繰り返し当スクールを無断で欠席し、あるいは当社の指示に繰り返し従わないとき。

第12条（練習日および時間）

- 1 当スクールの活動日および活動時間については、当社が別途定めた年間スケジュールにより実施します。
- 2 やむを得ない事由により活動日および活動時間の変更もしくは活動の中止または延期をする場合は、スクール生に事前に通知します。なお、活動が中止になった場合であっても、受講料の返還はいたしません。

第13条（傷害対応等）

- 1 スクール生は当社の負担により、当社指定の傷害保険に加入します。
- 2 当社は、スクール生に対し、当スクールの活動中において事故のないように万全の注意を払いますが、活動中または移動中の不測の事故による傷害の補償は、前項に定める傷害保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとします。
- 3 当社は、スクール生が当スクールの活動中に負傷した場合には、当社のスタッフにより応急処置を施し、必要に応じ病院へ搬送する等その状況に応じた対応をします。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者の責任で行うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（スクールの休止・閉鎖）

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難とする事由が生じたときは、当スクールの活動の全部または一部を休止し、活動を制限するか、または当スクールを閉鎖することができます。この場合スクール生は当社に対し、補償その他何等の請求および異議申立てをすることはできません。

第15条（写真・映像）

- 1 当社は、当スクールの活動風景を撮影した写真および映像を、スクール活動の活性化とより良い活動環境を形成するための資料として使用し、また、当社のホームページおよびSNS等に掲載し、放送局、出版社、報道機関、インターネットメディアその他のメディアに提供し、プロモーションに使用することができるものとします。
- 2 前項に定める使用に同意いただけない場合または掲載を希望しない場合には、スクール生の保護者は、当社に申し出るものとします。

第16条（免責）

スクール生及び保護者は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対して何ら損害賠償を求めず、当社は賠償しないものとする。

第17条（連絡について）

スクール生は、当スクールの活動またはイベント等に参加できない場合は、当社の指定するwebシステムまたは当社所定の方法により、事前に当社に連絡をしなければなりません。

第18条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、スクール生および保護者の個人情報を関係法令および当社が別途定める「個人情報方針」に従い、次の目的で使用します。
 - (1) 当スクールの管理運営のため
 - (2) 当社および当スクールの広報および広告宣伝のため
 - (3) スクール生からの問合せ等への対応のため
 - (4) 当社および当スクールの商品およびサービス等に関する情報の提供・案内を行うため
 - (5) 当社および当スクールの商品およびサービス等に関するアンケートを行うため
- 2 当社は、以下に定める場合にはスクール生の個人情報を第三者に提供することができるものとします。
 - (1) スクール生および保護者の同意がある場合
 - (2) JBA、Bリーグその他の競技団体に提供する場合
 - (3) 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

第19条（反社会的勢力排除）

- 1 スクール生および保護者は、現在および過去5年以内において、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
 - (2) 暴力団関係企業またはその役職員
 - (3) 準暴力団（集团的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）またはその構成員
 - (4) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (5) 政治活動標ぼうゴロ
 - (6) 特殊知能暴力集団またはその構成員
 - (7) その他前各号に準ずる団体およびこれらの構成員
- 2 スクール生および保護者は、現在および過去5年以内において、前項各号に定められる者（以下「反社会的勢力」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと、かつ将来にわたっても関係を持たないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営や活動を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力が、その経営や活動に実質的に関与している関係
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- 3 スクール生および保護者は、現在および将来にわたって、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動または暴力を用いた行為
 - (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、または相手方の業務や活動を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第20条

- 1 当社は、本規約を変更する場合、変更の内容および効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社のホームページにて周知するものとします。
- 2 前項による本規約の変更に同意しない本スクール生およびその保護者は、効力発生日までに退会することが出来るものとします。

第21条（紛争の解決）

- 1 本規約および当スクールの管理運用に関連して、当社とスクール生との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとします。
- 2 前項の協議により紛争が解決しないときは、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第22条（効力）

本規約は、2026年4月1日より効力を有するものとします。